

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名
-------	---	---	-----

別表六の三 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	円	区 分
			国外所得対応分 ①
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		当 期 の 加 算 所 得 に 係 る 所 得 の 金 算 額 の 計
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額
当期の恒久的的施設帰属所得金額	3		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		貸倒引当金の戻入額
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		
当期の調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	8		
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	9		
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	10		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	11		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	12		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	13		
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	14		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	15		
法人税の控除限度額 (11)	16		
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設帰属地方法人税額の計算 $(44) \times 10.3\% - ((\text{別表六(五の二)「5の③」}) - (44))$ と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45	000
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43		地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	